

○大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱

平成21年3月27日

教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定に基づき、大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学することを指定した学校（以下「指定学校」という。）の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 指定学校の変更の基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 別表に掲げる基準に該当し、指定学校の変更を希望する保護者は、児童生徒指定学校変更許可申請書（様式第1号）により、必要書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

(許可及び不許可の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請書の内容を審査するとともに事情を聴取し、当該申請が別表に掲げる場合に相当すると認めるときは児童生徒指定学校変更許可決定通知書（様式第2号）により、当該申請が別表に掲げる場合に相当しないと認めるときは児童生徒指定学校変更不許可決定通知書（様式第3号）により、当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(決定の取消し)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による保護者からの申請が事実と相違していると認めたとき、又は申請事由が消滅したと認められるときには、児童生徒指定学校変更許可取消通知書（様式第4号）により当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱の廃止）

2 大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱（平成10年教育委員会告示第1号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に廃止前の大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外通学許可要綱の規定により変更の許可を受けて通学している児童生徒は、この要綱の規定により指定学校の変更の許可を受けたものとみなす。

附 則（令和2年教委告示第9号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委告示第47号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

指定学校変更許可基準

種類	許可基準	必要書類
1 途中転居	全学年に渡り、途中に転居する場合で通学に支障がないとき（新1年就学時に在学中の兄弟がいる場合を含む。）。	
2 転居予定	住宅の新築、改築、売買等により転居することが確定しており、転居予定地の学校へ通学を希望する場合で通学に支障がないとき。	住宅の新築の場合にあっては建築確認書の写し、家屋を取得する場合にあっては売買契約書の写し、借家その他の場合にあってはその事実を証するに足りる書類
3 昼間留守家庭	住民登録地において昼間保護する者がなく、預かり先等がある校下の小学校又は両親が勤務する校下	預かる者の承諾書

	の小学校を希望するとき。	
4 身体的理由	病気等の身体的理由で、通学若しくは通院の利便性又は安全性について配慮する必要があるとき（兄弟姉妹についても配慮する。）。	医師の診断書又はその事実を確認できるもの
5 教育上の配慮	次の事由により教育委員会が適当であると認めるとき。 (1) いじめを受けた経緯から転校がやむを得ないとき。 (2) 入学・転校により明らかに不登校又は過度の心身負担が予測されるとき。 (3) 転校により不登校又は過度の心身負担が解消されるとき。 (4) 家庭の事情により居住地が住民登録地と異なるとき。 (5) 特別支援学級に在籍する児童生徒の兄弟姉妹がその学級のある学校へ通学を希望するとき。 (6) 帰国子女又は外国人の受入れで特に配慮が必要なとき。	学校長の意見書等

	(7) 学級数の変動をきたさない範囲において特認校を指定したとき。 (8) 交通事情等の変化により、通学に著しく危険が予測されるとき。	
6 通学距離	通学距離が概ね小学校で2 km、中学校で4 kmを超える場合で、著しく通学距離が短縮されるとき。	
7 その他	この基準以外で特に指定学校変更の必要性を教育委員会が認めたとき。	学校長の所見書その他必要な書類